

平成28年1月28日

## 平成28年度以降の競争参加資格審査の取扱について

独立行政法人水産大学校

平成28年4月1日付けで「独立行政法人に係る改革推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」及び「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」が施行されることに伴い、「独立行政法人水産大学校」は「国立研究開発法人水産総合研究センター」（以下「水研センター」という。）と統合し「国立研究開発法人水産研究・教育機構」（以下「機構」という。）の名称で新法人へ移行します。

このことから、平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格申請（物品製造等）及び平成28年4月1日以降の競争参加資格申請（建設工事、測量、建設コンサルタント等）については、水研センター（平成28年4月1日以降は機構）において一括審査することとなりますのでお知らせします。

なお、下記のホームページ掲載場所から様式等の取得後、新法人への申請手続きをお願いします。

### 「平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格申請（物品製造等）」

#### ・参加資格申請のホームページ掲載場所

水研センターHP (<http://www.fra.affrc.go.jp/>) → 契約に関する情報 → 競争参加資格・契約時に必要となる書類 → 一般競争（指名競争）参加資格 ・ 振込先金融機関指定書等

- ・ なお、平成28・29・30年度において全省庁における物品の製造契約・物品の販売契約・役務の提供等契約について、これらの競争参加資格を取得している又は取得する予定の者については、水研センター（平成28年4月1日以降は機構）の資格審査を改めて受ける必要はありません。

### 「平成28年4月1日以降の競争参加資格申請（建設工事、測量、建設コンサルタント等）」

#### ・参加資格申請のホームページ掲載場所（物品製造等と同じ）

- ・ なお、平成27・28年度における農林水産省大臣官房経理課の建設工事契約及び測量・建設コンサルタント等契約について、これらの競争参加資格を取得している又は取得する予定の者については、機構の資格審査を改めて受ける必要はありません。

- ・また、既に独立行政法人水産大学校において認められた資格については、新法人に引き継がれ、引き続き期限まで有効となります。